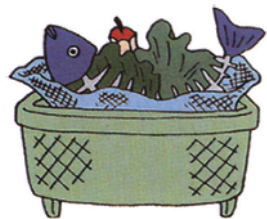


下水道を正しく使うために

宅地内の排水設備は、使用者が維持管理することになります。
 分流式の下水道ですので、污水管には、**ぜったいに雨水を入れないでください。**
 雨水が入ると、大雨のときに、排水ができなくなったり、宅内で水が噴き上がるおそれがあります。

1 生ごみを捨てない

家庭の生ごみは必ずごみ箱へ。排水管がつまる原因となります。



2 油を流さない

佐野市では、家庭から排出される食用油をリサイクルするため、地区公民館などで回収しています(料理のあとの少量の油類は、紙でふきとり燃えるごみとして捨てることもできます)。油を流すと、油が冷えて固まり、排水管や污水管をつまらせます。
 また、アルコールやガソリン、シンナーなど危険物を流すと爆発の危険があります。



3 トイレにものを流さない

トイレットペーパー以外のものを絶対に流さないでください。新聞紙やビニール、紙おむつなどは水に溶けません。トイレに流してしまうとつまるの原因となり、トイレが使えなくなったり、污水があふれたりしてしまいます。



4 雨水を流さない

佐野市は污水と雨水を別々に排水する分流式の下水道です。污水管にはトイレや台所、お風呂等を使って汚れた水のみを流すようになっています。誤って雨どいなどを接続されると、雨水が入り、トイレなどが流れなくなったり、宅内や道路上のマンホールから污水が噴き上がったりするおそれがあります。

お願い

- 污水ますは定期的に点検し、清掃しましょう。
- 排水管が詰まったら、指定工事店に相談してください。

悪質「点検商法」にご注意！！

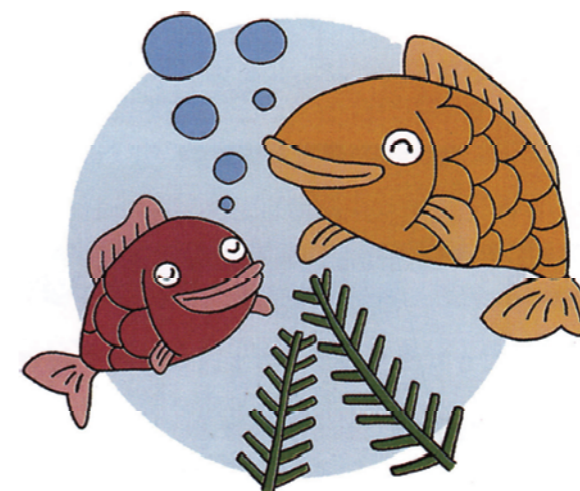
- 市役所の職員を装って家庭を訪問し、排水設備などの点検・修理を行って多額の代金を要求するトラブルが全国で続出しています。
 <手口の一例>
 1. 「市役所の紹介で来た」など市役所と関係があるようなことをいっておわせて、修理や清掃を迫る。
 2. 「無償で点検」などと言って点検をし、不良箇所を見つけて強引に修理を迫る。
 3. 断ると恐喝まがいの威圧的な態度に出て、強引に契約を迫る。
- 通常の使い方をしていれば、排水管が詰まる、ということはまずありません。
 少しでも不審に思われた場合は
 1. 必要のない場合は、きっぱりと断る。
 2. 身分証明書の提示を求めると、身元を確かめる。
 3. その場ですぐに契約をしない。

佐野市上下水道局 下水道課

〒327-0003 栃木県佐野市大橋町1165番地

電話 0283-23-1120

きれいな住みよいまちづくり 佐野市の下水道



SEWERAGE OF SANNO CITY

下水道ができると



川や海がきれいになります

よごれた水が川や海、湖や沼などに直接流れ込むことがなくなり、公共用水域の水質が良くなります。



水洗トイレが使えます

くみ取り式トイレが水洗トイレになり、衛生的で快適な生活ができるようになります。



街がきれいになります

家庭の雑排水等を道路側溝等へ流さなくなるため、街が衛生的になり、「蚊」や「ハエ」の発生が抑えられます。



公共下水道事業受益者負担金

1. 受益者負担金とは

下水道が整備されると、その区域内は悪臭や蚊などの発生源である汚水の滞留がなくなり、浄化槽がなくても水洗トイレが使えるようになります。さらに公共用水域の水質が良くなるなど、生活環境が改善され、快適性が著しく向上します(表紙の「下水道ができる」とイラスト参照)。このように下水道は日常生活に欠かせない施設でありながら、その整備や維持管理には多額の費用を要します。

下水道事業は主に国や市などの公費(税金など)によって行われていますが、その恩恵を受けられるのは下水道が整備された区域に限られます。そのため、この区域の方々に建設費の一部を負担していただいています。これが受益者負担金(以下「負担金」という)です。

2. 負担金の賦課対象区域 (負担金を納めていただく区域)

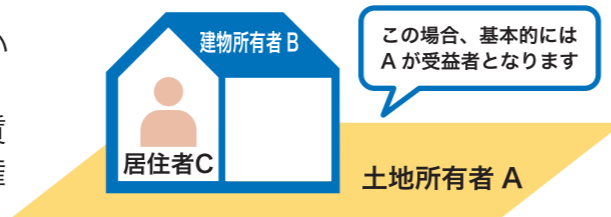
負担金は、下水道が計画されている区域の土地がすべて対象となりますが、この計画区域が全て整備されるまでには、相当長い期間がかかります。

そのため、下水道の整備状況に合わせ負担金を賦課徴収しています。この賦課徴収する区域を「賦課対象区域」といい、年度初めに皆さまにお知らせします。なお、公共汚水ますが設置されていない場合、区域内の土地であれば負担金が賦課されます。

3. 受益者 (負担金を納めていただく人)

下水道が整備された区域内の土地を所有している人が受益者(納付義務者)となります。

ただし、その土地に地上権、質権、使用貸借や賃貸借による権利が定められている場合にはその権利者を受益者とすることができます。



4. 受益者の申告

賦課対象区域内の土地所有者の方には、あらかじめ「公共下水道事業受益者申告書」の用紙を送りますので、受益者を決めて期日までに提出していただきます。これをもって受益者を確定します。なお、申告がなされないときは、市長が認定した内容で賦課されます。後で不利益等が生じないよう、必ず期日までに申告してください。

5. 負担金の額

負担額は、**土地の面積に1㎡当たり 300円** を乗じた額となります。土地の広さに応じて金額が決まるのは、下水道の整備によって土地の利用価値が高まること、土地は建物や世帯人数などと違い将来にわたって変わらないことからです。

6. 納付方法

負担金は、**5年分割の年4期** すなわち **20回** で納めていただきます。(一括で納付することもできます。)負担金は、税金と違い一度限りです。毎年度、**6月中旬ごろまでに納付書を発行します**ので、現金での納付をお願いします。

納期	
第1期	納付書到達日から6月30日まで
第2期	8月16日から8月31日まで
第3期	11月16日から11月30日まで
第4期	1月16日から1月31日まで

7. 一括納付報奨金

負担金を一括で納付する場合には、納期前に納付する負担金の額に右表に掲げる率を乗じた額が報奨金として交付されます。報奨金は、納めていただく負担金額から差し引きします。**全期一括または年度一括の報奨金が適用されるのは第1期の納期限6月30日までです。**

※ 全期一括の第1期分、年度一括の第1期分については報奨金の対象外となります。

区分	率
年度一括	100分の10
全期一括	100分の20

8. 納付場所

納付書に記載の金融機関窓口、下水道課または市役所(本庁のみ)窓口で納付してください。

※ 税金や水道料金のように口座振替の制度はありません。納付書で納めてください。

※ 納付書を紛失した場合は、下水道課までご連絡ください。

※ 金融機関の営業時間内に納付することが難しい場合は、下水道課にご相談ください。

また、コンビニエンスストアまたはスマホ決済では納められません。

9. 負担金の徴収猶予及び減額・免除

負担金は、賦課対象区域内の土地全てに賦課されます。ただし、土地の状況や受益者の負担能力により徴収猶予や減額又は免除の制度があります。下記に該当し、希望される場合は必ず申請してください。

【徴収猶予対象】

- ・ 農地(宅地等に変換されるまでの期間)
- ・ 係争地
- ・ 災害等により損害のあった受益者

【減額又は免除の対象】

- ・ 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者(学校、図書館、公民館、病院、保育所、老人ホーム、児童遊園地、他)
- ・ 国または地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- ・ 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- ・ 下水道事業のため土地、物件、労力または金銭を提供した受益者
- ・ その他の状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者(神社、寺院等の境内地、墓地等、軌道用地及び鉄道関連用地、公道に準ずる私道、著しい低地、崖地、他)



徴収猶予申告書



減免申請書

10. 受益者の変更

土地の譲渡等により受益者を変更される場合は、「公共下水道事業受益者変更申告書」を変更のあった日から14日以内に提出してください。(新受益者、旧受益者双方の署名捺印が必要です。)

その後の負担金は、申告による新受益者に納付していただきます。なお、申告書の様式は佐野市上下水道局ホームページ(下水道課)よりダウンロードできます。

※ 変更申告書の提出がない場合は、旧受益者に納付義務が継続しますのでご注意ください。



受益者変更申告書

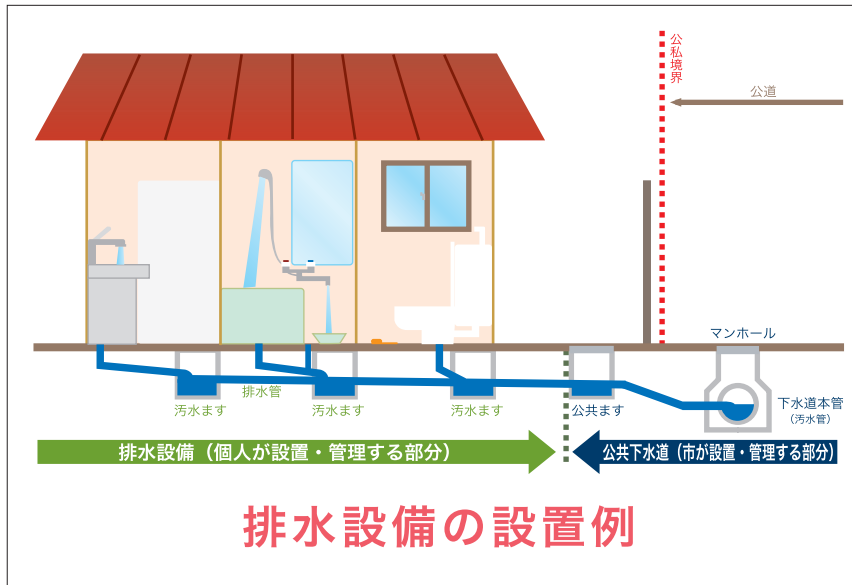


公共下水道と排水設備

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになりましたら、区域の皆さまに供用開始の年月日、区域などをお知らせします。その後、区域内の皆さまには、できる限り早い時期に、汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」を設置していただくことになります。

排水設備とは

下水道は、市が道路などに設置・管理する「公共下水道」と、個人がその敷地内などに個々に設置・管理する「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や汚水ますなどで、設置した皆さまに点検や清掃などの管理をしていただきます。



■ トイレの水洗化は3年以内に

くみ取り式トイレは、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に流入させるため、水洗トイレに改造しなければなりません。

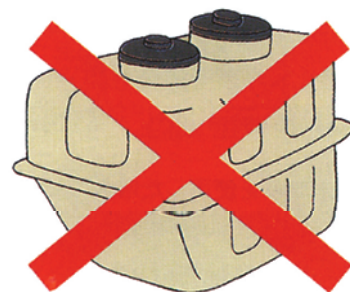


トイレの水洗化は3年以内

■ 排水設備はできるだけ早く設置を

※ できるだけ早く公共下水道に流入させるための排水設備を設置し、浄化槽も廃止してください。

※ 浄化槽の場合でも、公共下水道に接続することで下水道の有効活用ができ、また、浄化槽を廃止することで維持管理費用が削減できます。



排水設備工事の事務手続き

- 1 依頼者は「指定工事店」に直接工事の申し込みをします。
- 2 「指定工事店」が代行して、排水設備等計画確認申請書を市に提出します。
● 確認手数料500円が必要です。
- 3 市は、申請書をもとに施工内容などが基準に合致しているかを確認します。
● 「指定工事店」に審査結果を通知します。
- 4 「指定工事店」は工事に着手します。
- 5 「指定工事店」は、工事終了後7日以内に工事完了届・使用開始届を代行して市に提出します。
- 6 市は完了検査を実施し、合格に対し検査済証及び検査済標を交付します。
● 検査手数料500円が必要です。
● 完了検査において、検査規定に適合しない場合、再検査となります。

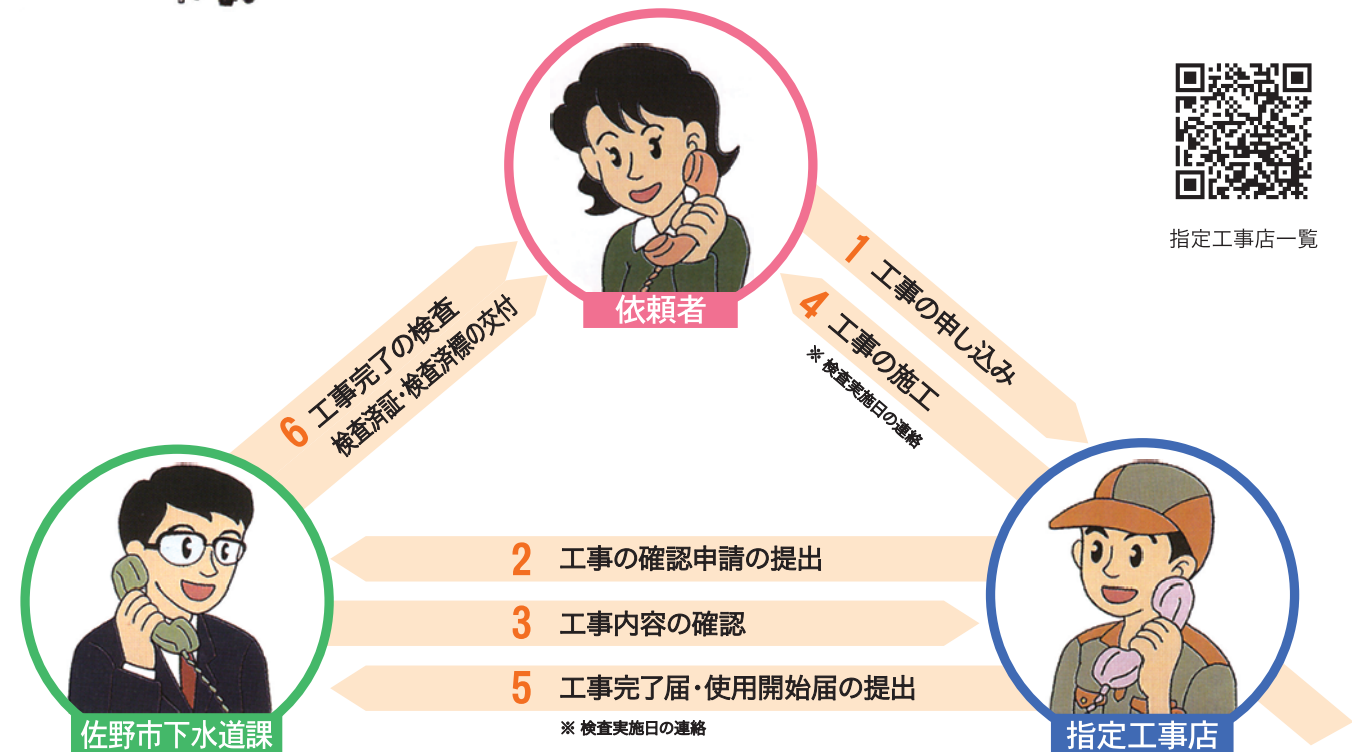


<重要>

- ・ 詰まった場合など故障のときは、お宅の工事を行った指定工事店にご連絡ください。
- ・ 下水道使用開始の届出がない無届工事・無届使用に対しては、遡って使用料を徴収することがあります。



指定工事店一覧



排水設備工事は「指定工事店」で

市では、皆さまに安心して利用いただくために、必要な知識と技術をもった「指定工事店」を指定しています。排水設備工事は、指定工事店でなければ施工できません。



水洗トイレ改造資金融資あっせん制度

水洗トイレへの改造促進のため、改造工事資金を金融機関からの融資により用意する方に対して、その借入利子を市が負担する制度があります。これを「水洗トイレ改造資金融資あっせん制度」といいます。水洗トイレへの改造がお済みでない方は、是非ご利用のうえ、早期の改造工事をお願いします。

項目	内容
ご利用できる方 (条件)	1. 公共下水道の汚水処理が開始された区域内の建築物の所有者又はその所有者の同意を得た占有者の方で、対象となる工事を施工される方 2. 市税、受益者負担金、下水道使用料を滞納していない方
対象工事	くみ取り式トイレを水洗トイレに改造する工事 浄化槽を廃止して公共下水道に接続させる工事(これと連携するほかの汚水の污水管、污水ます等の新設工事を併せて施工する場合を含む)
融資機関	次の市内にある本店又は支店 (取り扱っていない支店もございますので、ご注意ください) 足利銀行、群馬銀行、栃木銀行、東和銀行、佐野信用金庫 栃木信用金庫、佐野農業協同組合 ※ 詳細はホームページをご覧ください。
融資契約	工事を施工される方が融資機関と契約していただきます。(通常の融資契約と同様に融資機関の求める各種証明書類や保証人等が必要となります。)
融資あっせん金額	125,000円～500,000円(その間25,000円毎 同一世帯2件以上又はアパート等の場合は187,500円～750,000円 その間37,500円毎)のうちいずれかの金額
返済方法	融資を受けた翌月から、融資あっせん金額を基に定められた返済回数により、毎月12,500円(同一世帯2件以上又はアパート等18,750円)の元金均等分割で、融資機関にご返済いただきます。
利子	佐野市が負担します。 (ただし、返済の遅延による利子は借主の負担となります。)
申込方法	希望される方は、排水設備等計画確認申請書の提出と同時に「水洗トイレ改造資金融資あっせん申請書」の提出が必要となります。申請は指定工事店が代行しますので、詳しくは工事を依頼する指定工事店にご相談ください。



融資あっせん制度



下水道使用料

下水道は、快適な暮らしや水環境を保つため、皆さまの下水道使用料で運営しています。

下水道使用料を納めていただく人

下水道に汚水を流す家庭や事業所等はすべて対象です。

下水道使用料の算定方法

下水道使用料は、水道メーターの使用量を基準に算定します。井戸水を使用している場合は、次のように水量を認定します。

使用水	汚水量(2か月分)
水道水のみ	水道使用水量
井戸水のみ	14 m ³ × 世帯人数
水道水と井戸水併用	水道使用水量 + 7 m ³ × 世帯人数

※ 事業所等で、井戸水などの自家水を使用しており、メーターを設置する場合は検針水量とします。

下水道使用料の納付方法

2か月ごとに水道料金と合わせて請求します。お支払い方法は水道料金と同じです。水道料金の口座振替をご利用中の方は、水道料金と一緒に自動的に引落としになります。

※ 井戸水のみをご使用の方で口座振替をご希望の場合は手続きが必要です。

次のときには届出が必要です

- (1) 水道を新たに開栓したとき。
- (2) 水道水のほかに、井戸水を新たに使い始めたとき。
- (3) 井戸水を使用している方が、水道水に切り替えたとき。
- (4) 井戸水を使用している方が、転入・転出などで世帯人数が変わったとき。
- (5) 下水道を使用していた建物を取り壊して更地にしたり、建物の建替中など下水道の使用をやめて水道のみを使用するとき。

◎下水道使用料早見表(一般用・2か月分税込)

汚水量	料金
10 m ³ まで	1,540 円
11～20 m ³	2,200 円
40 m ³	4,400 円
60 m ³	6,820 円
80 m ³	9,460 円
100 m ³	12,100 円



佐野ブランドキャラクター さのまる © 佐野市

詳しくは…

佐野市水道お客さまセンター

電話 0283-22-1696